

議案第96号

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年12月1日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条
例

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条
例第135号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（休団）

第4条の2 団員は、長期間消防団活動を行うことができない場合は、3年を超え
ない範囲で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければ
ならない。休団をしていた団員が復帰しようとするときも同様とする。

3 休団中の団員が復帰したときの職は、休団をした日に当該団員が属していた職
とする。

第5条第2項第1号中「前条第1号又は第3号」を「第4条第1号」に改め、同

項第2号中「者」の次に「及び休団の期間中の者」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第4条第3号に該当するに至ったとき（休団の期間中の者を除く。）。

第8条中「団員」の次に「（休団の期間中の者を除く。次条において同じ。）」を加える。

第12条第1項中「年額とし、別表第1のとおり支給する」を「、年額報酬及び出勤報酬とする」に改め、同条第4項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「又は」を削り、「死亡したとき」の次に「、又は年度の中途において休団をし、若しくは休団から復帰したとき」を加え、「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 団員の年額報酬は、別表第1のとおり支給する。

第12条に次の2項を加える。

6 団員が災害出勤（火災、風水害その他の災害による出勤をいう。以下同じ。）、警戒、訓練その他の職務に従事したときは、出勤報酬として別表第2に定める額を支給する。

7 出勤報酬は、半期ごとに取りまとめて支給する。

第13条第1項を次のように改める。

団員が市内において災害出勤、警戒、訓練その他の職務に従事したときは、つくば市職員旅費条例（平成元年つくば市条例第8号）第17条の規定の例により算出した額を費用弁償として支給する。ただし、消防団車両で出勤した場合を除く。

第13条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、「（平成元年つくば市条例第8号）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「4半期ごと」を「半期ごと」に改め、「それぞれの期における最終の月の翌月の末日までに」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、路程の計算に当たっては、当該団員の所属する分団（消防団本部、支団又は女性分団に所属する団員にあつては、居住地を担当する分団）の詰所を起点とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

出動の区分		金額（1回につき）
災害出動	出動時間が4時間未満の場合	4,000円
	出動時間が4時間以上6時間未満の場合	6,000円
	出動時間が6時間以上の場合	8,000円
警戒、訓練その他の職務		2,500円
操法大会への出場及びその訓練		1,000円
会議		2,000円

備考

- 1 災害出動をしたが誤報によるものであった場合の出動報酬の額は、1回につき2,500円とする。
- 2 出動時間が24時間を超えるときは、出動の開始から24時間ごとに1日として区切り、各日の出動時間に応じて支給額を計算する。
- 3 警戒と災害出動を連続して行うときは、これらの出動時間を通算して、災害出動の区分を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）
- 2 つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和62年つくば市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「非常勤消防団員が」の次に「、つくば市消防団の定員、任免、報酬、

服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）第4条の2第1項に規定する休団をしていた期間がある場合又は」を加える。

（つくば市職員の旅費の特例に関する条例の一部改正）

3 つくば市職員の旅費の特例に関する条例（平成30年つくば市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第4条の表つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の項中「第13条第2項」を「第13条第3項」に改める。

（経過措置）

4 改正後の第12条、第13条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に招集のあった出動に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前に招集のあった出動に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

（提案理由）

総務省消防庁から令和3年4月13日付消防地第171号「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知がされたことに伴い、消防団員の処遇改善に向け必要な措置に取り組むため、この条例案を提出するものである。

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略）</p> <p><u>（休団）</u></p> <p><u>第4条の2 団員は、長期間消防団活動を行うことができない場合は、3年を超えない範囲で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</u></p> <p><u>2 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。休団をしていた団員が復帰しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>3 休団中の団員が復帰したときの職は、休団をした日に当該団員が属していた職とする。</u></p> <p>（分限）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>第4条第1号</u> に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) <u>第4条第3号に該当するに至ったとき（休団の期間中の者を除く。）。</u></p> <p>(3) <u>つくば市外に転居したとき（つくば市内に勤務している者及び休団の期間中の者を除く。）。</u></p> <p>第6条・第7条（略）</p> <p>（服務規律）</p> <p>第8条 団員<u>（休団の期間中の者を除く。次条において同じ。）</u>は、消防団長（以下「団長」という。）の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、火災、水害その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければ</p>	<p>第1条—第4条（略）</p> <p>（分限）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第1号又は第3号</u>に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) <u>つくば市外に転居したとき（つくば市内に勤務している者</u> _____ <u>を除く。）。</u></p> <p>第6条・第7条（略）</p> <p>（服務規律）</p> <p>第8条 団員 _____ は、消防団長（以下「団長」という。）の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、火災、水害その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければ</p>

ならない。

第9条—第11条 (略)

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員の年額報酬は、別表第1のとおり支給する。

3 年額報酬は、半期ごとに等分してそれぞれの期における最終の月の翌月の末日までに支給する。

4 団員が年度の中途においてその職に就いたとき、___年度の中途において退職し、免職され、失職し、若しくは死亡したとき、又は年度の中途において休団をし、若しくは休団から復帰したときは、月割により算出して年額報酬を支給する。この場合において、1か月未満の端数があるときは、1か月として計算する。

5 前項の規定により算出した年額報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 団員が災害出動（火災、風水害その他の災害による出動をいう。以下同じ。）、警戒、訓練その他の職務に従事したときは、出動報酬として別表第2に定める額を支給する。

7 出動報酬は、半期ごとに取りまとめて支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が市内において災害出動、警戒、訓練その他の職務に従事したときは、つくば市職員旅費条例（平成元年つくば市条例第8号）第17条の規定の例により算出した額を費用弁償として支給する。ただし、消防団車両で出動した場合を除く。

2 前項の場合において、路程の計算に当たっては、当該団員の所属する分団（消防団本部、支団又は女性分団に所属する団員にあっては、居住地を担当する分団）の詰所を起点とする。

ならない。

第9条—第11条 (略)

(報酬)

第12条 団員の報酬は年額とし、別表第1のとおり支給する。

2 報酬___は、半期ごとに等分してそれぞれの期における最終の月の翌月の末日までに支給する。

3 団員が年度の中途においてその職に就いたとき、又は年度の中途において退職し、免職され、失職し、若しくは死亡したとき_____は、月割により算出して報酬___を支給する。この場合において、1か月未満の端数があるときは、1か月として計算する。

4 前項の規定により算出した報酬___の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第13条 団員が火災、風水害、警戒、訓練等のため出動したときは別表第2に規定する額を、会議等に出席したときは、2,000円を費用弁償として支給する。

3 第1項に定めるもののほか、団員が公務のため旅行したときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者が受ける旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

(1)―(3) (略)

4 費用弁償は、半期ごとに取りまとめて _____ 支給する。

5 前各項に定めるもののほか、団員の費用弁償の支給に関しては、つくば市職員旅費条例 _____ の適用を受ける一般職の職員の例による。

第14条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第12条関係)

出動の区分		金額 (1回につき)
災害出動	出動時間が4時間未満の場合	4,000円
	出動時間が4時間以上6時間未満の場合	6,000円
	出動時間が6時間以上の場合	8,000円
警戒、訓練その他の職務		2,500円
操法大会への出場及びその訓練		1,000円
会議		2,000円

備考

1 災害出動をしたが誤報によるものであった場合の出動報酬の額は、1回につき2,500円とする。

2 出動時間が24時間を超えるときは、出動の開始から24時間ごとに1日として区切り、各日の出動時間に応じて支給額を計算する。

2 前項に定めるもののほか、団員が公務のため旅行したときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者が受ける旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

(1)―(3) (略)

3 費用弁償は、4半期ごとに取りまとめてそれぞれの期における最終の月の翌月の末日までに支給する。

4 前3項に定めるもののほか、団員の費用弁償の支給に関しては、つくば市職員旅費条例 (平成元年つくば市条例第8号) の適用を受ける一般職の職員の例による。

第14条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第13条関係)

出動の区分		金額 (1回につき)
火災出動	放水あり	5,000円
	放水なし	2,500円
その他の出動		2,500円

3 警戒と災害出動を連続して行うときは、これらの出動時間を通算して、災害出動の区分を適用する。

つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和62年つくば市条例第49号）新旧対照表

（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略）</p> <p>第5条 非常勤消防団員が、<u>つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）第4条の2第1項に規定する休団をしていた期間がある場合又は一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は、勤務年数に算入しない。</u></p> <p>第6条（以下略）</p>	<p>第1条—第4条（略）</p> <p>第5条 非常勤消防団員が_____</p> <p>_____一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は、勤務年数に算入しない。</p> <p>第6条（以下略）</p>

つくば市職員の旅費の特例に関する条例（平成30年つくば市条例第19号）新旧対照表

（附則第3項関係）

改正後				改正前			
<p>第1条・第2条（略） （適用除外）</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）<u>第13条第3項</u>の規定により旅費を支給するもの</p> <p>(4)（略）</p> <p>（他の条例の適用の特例）</p> <p>第4条 この条例が廃止されるまでの間における次の表の第1欄に掲げる条例の規定の適用については、同欄に掲げる条例の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。</p>				<p>第1条・第2条（略） （適用除外）</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）<u>第13条第2項</u>の規定により旅費を支給するもの</p> <p>(4)（略）</p> <p>（他の条例の適用の特例）</p> <p>第4条 この条例が廃止されるまでの間における次の表の第1欄に掲げる条例の規定の適用については、同欄に掲げる条例の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例	<u>第13条第3項</u>	受ける旅費の額	つくば市職員の旅費の特例に関する条例（平成30年つくば市条例第19号）第2条の規定を適用しないとした場合に受ける旅費の額	つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例	<u>第13条第2項</u>	受ける旅費の額	つくば市職員の旅費の特例に関する条例（平成30年つくば市条例第19号）第2条の規定を適用しないとした場合に受ける旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附則（略）				附則（略）			